



お知らせカレンダー

No. 1823 【 6月26日 発行 】

令和7年6月30日 ～ 令和7年7月13日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,667 世帯

人口 4,996 人

男: 2,445 人

女: 2,551 人



(令和7年5月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
30	(月)	まちづくり懇談会(茶花地区の住民対象)	19:00～21:00	福祉センター	総務企画課



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(火)				
2	(水)	まちづくり懇談会(与論地区の住民対象)	19:00～21:00	福祉センター	総務企画課
3	(木)	まちづくり懇談会(那間地区の住民対象)	19:00～21:00	福祉センター	総務企画課
4	(金)				
5	(土)				
6	(日)				
7	(月)	 七夕			
8	(火)				
9	(水)				
10	(木)				
11	(金)				
12	(土)	第66回大島地区グランドゴルフ競技	受付 8:00～ 開会式 8:30～	ゆいランド (雨天時:多目的室内運動場)	大島支庁 大島教育事務所 (一財)奄美群島市町村体育協会
13	(日)				

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、
7月11日（金）から全国で2種類同時発売されます。

- 今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円！
1等 5億円×23本 前後賞各 1億円×46本
※当せん本数は発売総額690億円・23ユニットの場合
- 同時発売のサマージャンボミニは、1等3,000万円！
1等 3,000万円×70本
※当せん本数は発売総額210億円・7ユニットの場合
- 発売期間 令和7年7月11日（金）から8月11日（月）まで
- 抽せん日 令和7年8月21日（木）
- サマージャンボは、PCやスマホからもインターネット購入できま
宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。

家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、役場税務課までお知らせください。



／国保・後期ご加入の方へお知らせ／ 資格確認書の交付について



国民健康保険にご加入中の方

マイナ保険証をお持ちですか？

はい



- 資格確認書の交付はありません。
- 限度額認定証の手続きも**不要**です。

いいえ



- 資格確認書が**交付**されます。
※下の交付方法参照
- 限度額認定証が必要な方は事前に健康長寿課へご連絡ください。

注意

■ 島外の学校に在学中の方について

・4月以降在学証明書未提出の方は、在学証明書をご持参のうえ健康長寿課にて手続き(ご家族の申請可能)を行ってください。

■ マイナ保険証での受診が困難な方について

・入所や入院等されている方のご家族または介護者等により資格確認書を交付いたしますので、健康長寿課へご連絡ください。



後期高齢者医療保険にご加入中の方

※令和8年7月までの間はマイナ保険証の有無に関わらず**全ての方**に資格確認書が交付されます。

■ 施設に入所している方

原則施設へお渡ししますが、ご家族が受け取り希望の場合は事前に健康長寿課へご連絡ください。

■ 限度額認定証の更新について

資格確認書に所得区分が記載されるため手続きは不要です。記載不要の方は事前に健康長寿課へお申し付けください。

交付方法[受け取り日時]

重要!

下記日程で国保・後期の資格確認書を交付いたします。**保険証又は資格確認書、印鑑、身分証明書**をご持参ください。(ご家族の方でも受け取り可能です)未納になっている保険税の納入についても、会場にて承ります。

交付日	校区	集落	時間	場所	対象者	
					国保	後期
7/15(火)	那間	古里	9:00～9:30	古里自治公民館	マイナ保険証をお持ちでない方	全ての方
		叶	9:30～10:00			
		那間	10:00～10:30			
		自由	10:30～11:00			
		午後から役場での受け取り可能				
7/16(水)	与論	東区	9:00～9:30	東区自治公民館	マイナ保険証をお持ちでない方	全ての方
		西区	9:30～10:00			
		城	10:00～10:30			
		朝戸	10:30～11:00			
		自由	11:00～11:30			
		午後から役場での受け取り可能				
7/17(木)	茶花	茶花・立長	9:00～11:30	与論町役場 (1F 庁議室)	マイナ保険証をお持ちでない方	全ての方
		午後から役場での受け取り可能				

※ 上記の日程で交付できなかった方は、簡易書留にて郵送いたします。

取り置き希望の方は、**7月18日(金)までにご連絡ください。**

【問い合わせ先】 健康長寿課 国保・後期係 TEL : 97-4992

☆☆☆ ヨロンマラソン2024大会エントリー開始のお知らせ☆☆☆

第32回ヨロンマラソン2025大会を2025年11月23日(日)に開催します。種目やエントリー期間等は、次の通りとなりますので、お知らせいたします。

1. 種目：①フルマラソン(高校生を除く18才～)
②ハーフマラソン(中学生～)
2. エントリー期間：令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火)
3. 申込方法：RUNNET及び郵便振込
4. エントリー料：10,000円(7月～7月)

※期限を過ぎての申込は受け付けできません。

※詳細は、ヨロンマラソンホームページをご覧ください。

連絡先 ヨロンマラソン事務局(役場商工観光課) 97-5123

第32回ヨロンマラソン2025大会開催期間中に係る イベント民泊の募集について (ご自宅にマラソンランナーを泊めさせて下さい!!)

(※イベント民泊とは、ヨロンマラソン大会開催時期において、旅館業を有していないご自宅でも宿泊サービスを一時的に提供できる制度となっております。)

イベント名	第32回ヨロンマラソン2025大会
大会日程	2025/11/23
申込期限	2025/6/26～2025/7/15

◆民泊期間：令和7年11月21日(金)～11月24日(月)までの期間(最長3泊4日)。

◆募集要件

- ①暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ②次に掲げる全ての要件を満たし対応できる方
 - 1.戸建住宅及び集合住宅(本人所有又は所有者の同意があるもの)で現に住居として電気ガス水道が使用できる状態で且つ寝具等が完備されている施設で、衛生上の管理・防火上の対策(住宅用火災警報器設置)がなされていること。
 - 2.戸建住宅のご自宅が賃貸住宅の場合は、予め賃貸人の同意が得られていること。
 - 3.集合住宅の場合は、管理会社、管理組合の同意が得られていること。
 - 4.宿泊者への食事の提供を行わないこと。(食品衛生法に該当するため。)
 - 5.実施期間中、宿泊者を入替りで宿泊させないこと。(不特定多数の反復継続での営業利用により旅館業法に該当するため。)

◆応募方法

応募される方は、役場商工観光課へご連絡ください。

- ※ 申請受付後、商工観光課職員がご自宅を訪問させていただき申込内容を確認のうえ、要件に合致する場合はご連絡させていただきます。
- ※ 宿泊者の募集等については、商工観光課からの連絡を受けるまでは行わないようお願いいたします。
- ※ 応募があった個人情報について、この事業以外での利用をいたしません。
- ※ 応募者へのご連絡後、当該情報について旅館業法を所管する行政機関に情報提供いたします。予めご了承ください。

◆宿泊料金及びキャンセル料について ・宿泊料につきましては、相談後確定。 (キャンセル料)

取消日			宿泊開始日	宿泊開始日	宿泊開始後又は
宿泊開始日の前日から起算してさかのぼって			前日	当日	無連絡・不参加
	8日前まで	7日～2日前			
取消率	無料	30%	50%	100%	100%

与論町役商工観光課 担当：朝岡・池田
TEL：0997-97-5123 FAX：0997-97-4196
Mail：yoron-run@po.minc.ne.jp

海の事故ゼロキャンペーン

奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議では、「海難ゼロへの願い」をテーマに、海難防止思想の普及及び高揚を図ることを目的とした「海の事故ゼロキャンペーン」を7月16日から31日の16日間実施します。

○船舶を操船される方は、発航前点検・適切な見張り・気象海象の把握を徹底し、無理な運航をしないようにして下さい。

○遊泳等で海に行かれる方は、一人で海に入らない、離岸流や天候等に注意し、体調管理を怠らないようお願いします。

○海ではライフジャケットの着用、連絡手段の確保、海上保安庁緊急電話118番の活用（自己救命策の確保）をお願いします。

【お問い合わせ先】奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議

（事務局：奄美海上保安部）0997-53-5569

緊急情報メール配信サービス
気象情報や緊急情報を配信します
登録はこちらから↓



ウォーターセーフティガイド
マリナーの事故防止のための
安全情報サイト



記事担当：与論町 総務企画課

来島者が増えるシーズン、安全運転を心がけましょう！

➤ 横断歩道は 歩行者優先 です。

横断中または横断しようとする歩行者等*¹がいるときは、横断歩道等*²の前で一時停止し、その歩行者の通行を妨げないようにしなければならない『歩行者優先義務』があります。これに違反すると、横断歩行者等妨害等違反（違反点2点）となり、次のとおりの罰金が科せられる可能性があります。

【罰金】大型：12,000 円 普通：9,000 円 二輪：7,000 円 原付：6,000 円

* 1 歩行者等 … 歩行者または自転車 * 2 横断歩道等 … 横断歩道または自転車横断帯

➤ しっかり 一時停止！ 見通しの悪い場所では 二段階停止！！

車両での一時停止が不十分で事故に繋がっているケースも少なくありません。特に見通しの悪い交差点の通過時は、交差点手前で一時停止し、少し進んでさらに一時停止を行う二段階停止を心がけましょう。

記事担当：与論町 総務企画課

令和7年6月26日

与論町糖業振興会

会長 田畑 克夫

ヒゲマダライナゴ防除作業委託の申込について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より当会の運営につきましてはご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年はヒゲマダライナゴ等のイナゴ類が大量発生し、さとうきびの収量にも大きな影響を与えました。当会では被害対策のためドローンによる防除作業を受託します。

つきましては、申込受付を開始しますので希望される方は、与論町糖業振興会までお申し込みくださいますようお願いいたします。

防除対象病害虫	作業	農薬	通常料金 (税込)	助成額 (税込)	農家負担額 (税込)
ヒゲマダライナゴ	ドローン 散布	スタークル 液剤	¥3,300/10a	¥1,100/10a 【農薬込】	¥2,200/10a

※糖業振興会がドローン作業費の一部と農薬代を負担します。

【注意事項】

- ほ場に氏名等が書かれた立札等を必ず設置してください。
- 申請前に散布対象ほ場に接する畑の耕作者に散布する旨を伝えてください。
- 空港近くの一部地域ではドローン散布ができないほ場があります。
- 薬剤の効力は保証できません。既定の濃度で散布します。
- 天候により散布時期が遅くなることがあります。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。



※申込期限 令和7年7月10日(木)

お問い合わせ先 与論町糖業振興会 ☎97-3463

キジの卵買い取り終了のお知らせ

現在、与論町では駆除の一環としてキジの卵買い取りを行っておりますが、本年度は6月30日をもってキジの卵買い取りを締め切らせていただきます。

また、キジの卵を産業課にお持ち頂いた方々へは7月より集計し、順次支払い手続きを行います。詳しくは産業課までお問い合わせください。

お問合せ：与論町役場 産業課

担当：大城

TEL：0997-97-4924

さとうきび農家の皆様へ 干ばつ対策事業のお知らせ

干害対策及び単収向上を図るため、下記の通り事業を実施します。申請される方は印鑑をお持ちになり、与論町糖業振興会までお越しください。

【ポンプ車かん水事業】

事業内容：畑かん未整備地区等を対象にポンプ車によるかん水

料 金：4t車1台あたり990円(税込) 上限10aあたり5回

対 象：さとうきび春植、株出しほ場を主とします

対 象 外：畑かん整備地区

申込期限：8月31日迄

【畑かん利用推進事業】

事業内容：他農家のモデルとなり率先して、かん水を行うものに対して
水使用量に応じた推進費を交付します。

交 付 額：1tあたり20円 水使用料金無料地区でも可

ほ場毎計算 上限10aあたり300t

対 象：畑かんが整備されているさとうきびほ場

期 間：7月～10月

申込期限：8月31日迄

要 件：対象期間で10aあたり50t以上かん水できる者
メーターや散布様子の写真を提出することができる者
各地区の水管理組合規定を遵守できる者

注意事項

※詳細は与論町糖業振興会までお問い合わせください

※お電話での申し込みはできませんので、窓口にお越しください

お問合せ先

与論町糖業振興会(さとうきび生産対策本部内)97-3463

～ 森林・保安林の無断伐採防止について ～

近年、町内の森林及び保安林におきまして、家屋の新築や住宅・農地周辺での駐車スペース確保など様々な理由により、届出のない伐採行為が確認・報告されております。

森林として管理のある区域で立木を伐採する時は、その森林の管理を行っている市町村へ事前の提出が必要となります。

・『森林』として登録がある場合 … 伐採届 の提出

・『保安林』として登録されている場合 …

実施する作業内容によって 伐採許可申請 又は 保安林内作業許可申請 書類の提出

※伐採する木の本数が1本であっても、個人が所有する民有林であっても手続きが必要となります！

(宅地内の庭木、農地内に繁殖した木さ5cm未満のギンネムなどは該当しません。)

建築物の建設や地域作業などで立木の伐採予定がある場合は、作業を行う区域が「森林計画区域」として管理されているか確認する必要がありますので、詳しい内容やご質問につきましては与論町役場産業課までお問合せください。

与論町役場 産業課 TEL 0997-97-4924

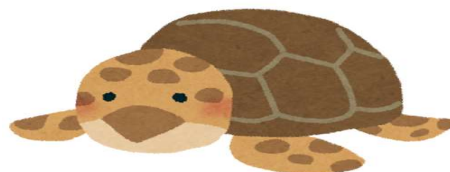
ウミガメ保護へのご協力をお願いします。

毎年、5月から9月上旬までの間、各海岸に産卵のためにウミガメが上陸しています。

鹿児島県では、ウミガメを守るために「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定しており、許可無く捕獲したり卵を採取したりすることは禁止されています。与論町ではウミガメ保護監視員を募集し、今年は6名の方に協力していただいています。ウミガメは警戒心が強く、脅かしたりすると産卵をせず、途中で海に帰ることがあります。

ウミガメが安心して産卵できるよう、下記のことにご注意いただきますようお願いいたします。

-  暗い海岸で騒がない。
-  上陸中のカメに近づかない。
-  産卵・穴掘り中のカメに触らない。
-  暗い海岸でむやみにライトや明かりをつけない。
-  海岸にゴミ(空き缶やビニール袋など)を捨てない。



【お問い合わせ】

与論町役場 環境課 TEL:0997-97-4712

与論町ふるさと納税 寄付サービスシステムに関する事業者説明会

ふるさと納税は与論町の財源確保につながるだけでなく、地域の事業者の皆さまにとっても新たな市場を開拓するきっかけになるなど、地域経済の活性化にとっても有効な制度です。

与論町においては、旅行や出張などで訪れた地域にその場で寄付ができる「旅先納税®」と「ロケふる」のシステムを導入することでふるさと納税の推進をすることとなりました。

ついては、上記2つの寄付サービスシステムの導入に向けた合同説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご興味のある事業者様のご参加をお待ちしております。

開催日時 : 令和7年7月7日(月)15:00~

開催場所 : ゆいパンタ(ゆんぬ体験館)

説明会内容 : ①旅先納税及びロケふるの紹介
②質疑応答

問い合わせ先 : 与論町総務企画課 担当: 片山

電話: 97-3111

与論町商工観光課 担当: 加藤

電話: 97-4902

メーター周りの美化にご協力ください！

梅雨時期になり、メーター周辺の草木が生い茂っているご家庭が増え、メーター検針や閉開栓作業に支障をきたしているケースがあります。



こまめにメーター周辺をご確認頂き、除草いただく等、スムーズな検針・作業へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

※特に、入退去等に伴う閉開栓作業は草木が生い茂っている状況では行うことができません。

入退去される方、大家・管理人の方は閉開栓日前にメーター周りを確認、必要に応じて除草等行っていただきますようお願いいたします。

※刈払機(ビーパー)を使つての除草時は、パイプ・メーターに接触しないよう、ご注意ください。

漏水を発見したら・・・



- ・メーターから道路側、道路での漏水を発見したら水道課までお知らせください。
 - ・メーターから宅内側の漏水の場合は、町の指定工事店に修理のご依頼が必要です。
- (指定工事店以外による修理は違法ですので、絶対にやめてください。)

なお、修理費は需要者(お客様)の負担となります。

与論町指定給水装置工事業者リスト(順不同)

菊池水道 0997-97-2182 ・ 瀧久建設 0997-97-3720

吉田設備 0997-97-4984 ・ 田畑設備 0997-97-3530

市元設備 090-6950-4651・ 浦口建設 0997-97-4749

吉田興建 0997-97-2078 ・ ヨシダ管工業 0997-97-4351

HOKULEA(株)090-6863-1933(沖縄県)



お問い合わせ
水道課 97-4994

令和7年度 与論町役場会計年度任用職員募集

与論町役場では、下記の部署にて令和7年度会計年度任用職員を募集しています。

応募期限: 令和7年 7 月 11 日(金)午後5時(必着)

※面接の日程は、募集締切後に応募者へ通知いたします。

各課募集概要

(1)こども未来課:与論こども園

①保育士 ②保育士補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②については、必要な資格要件なし

(2)こども未来課:茶花こども園

①保育士 ②保育士補助 ③栄養士/調理師 ④調理師補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②・④については、必要な資格要件なし

③については、栄養士又は調理師資格免許を所持している者

(3)こども未来課:児童発達支援センター

①保育士補助 ②作業療法士 若干名

※①については、必要な資格要件なし

②については、作業療法士の資格免許を所持している者

※詳細は与論町ホームページをご確認頂くか、役場総務企画課までお越しください。

※募集要項・応募書類は、与論町ホームページからダウンロードできるほか、役場総務企画課でもお配りしています。

一緒に働きませんか！ /

【お問い合わせ・連絡先】

役場総務企画課 人事担当

電話:0997-97-3111



令和7年度給食センター委託作業員の募集

募集人数 : 1～2名程度

作業期間 : 令和7年7月～令和8年3月

作業時間 : 調理作業 午前 8時00分～12時00分(4時間程度)

・1ヶ月に2回～8回程度

※基本的には常勤調理員が足りない日や人手が必要な日に作業をお願いする形になります。

作業内容 : 与論町立学校給食センター内での学校給食調理作業等

委託料 : 1時間あたり1,250円

応募期間 : 通年募集(定員に達し次第、終了となります)

応募用紙 : 与論町立学校給食センターもしくは与論町役場2階教育委員会にある応募用紙をもらい、下記提出先へ提出する。

応募用紙提出先: 学校給食センターもしくは役場2階教育委員会

採用の決定: 電話もしくは対面での簡単な面接のうえ、採用された方には随時ご連絡いたします。

【問い合わせ先】

与論町立学校給食センター

担当: 裾分・白石

電話: 97-4438

海上保安官募集案内

1. 海上保安学校学生採用試験（2026 年 4 月採用）

（1）受付期間

7 月 11 日（金）～7 月 24 日（木） ※インターネット受付

（2）試験日

- ・第 1 次試験日 : 9 月 28 日（日）
- ・第 2 次試験日 : 10 月 21 日（火）～10 月 30 日（木）
- ・最終合格発表日 : 11 月 25 日（火）（航空課程を除く）
- ・第 3 次試験日 : 12 月 6 日（土）～12 月 16 日（火）（航空課程のみ）
- ・最終合格発表日 : 令和 8 年 1 月 15 日（木）（航空課程のみ）

（3）受験資格

ア 2025 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 12 年を経過していない者及び 2026 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

2. 海上保安大学校学生採用試験（2026 年 4 月採用）

（1）受付期間

8 月 21 日（木）～9 月 8 日（月）

※インターネット受付

▼海上保安官採用 Web サイト▼

（2）試験日

- ・第 1 次試験日 : 10 月 25 日（土）、10 月 26 日（日）
- ・第 2 次試験日 : 12 月 12 日（金）
- ・最終合格発表日 : 令和 8 年 1 月 15 日（木）



（3）受験資格

ア 2025 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 2 年を経過していない者及び 2026 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

※ 試験の詳細は、第十管区海上保安本部総務部人事課（☎099-250-9800）にお問い合わせいただくか、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報 NAVI」をご覧ください。

記事担当：与論町 総務企画課

県立吹上高等技術専門校入校生の募集について

吹上高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づいて設置されている県立の職業能力開発校です。令和 8 年度の入校生を募集します。

- 募集科目 自動車工学科（20 人）・金属加工科（20 人）
- 訓練期間 2 年間
- 試験日程 10 月に推薦選考試験
11 月から 3 月まで月 1 回一般選考試験を実施
最終締め切り日は令和 8 年 2 月 27 日（金）
※定員になり次第締め切ります。
- 応募資格 自動車工学科は高等学校卒業若しくは同等以上の学力を有すると認められる方、金属加工科は義務教育修了若しくは同等以上の学力を有すると認められる方
- 選考方法 筆記試験及び面接

チラシ・募集案内・入校願書を役場 2 F 総務企画課前のマガジンラックに設置しておりますので、受験をお考えの方はご自由にお取りください。

※数に限りがあります。設置部数が無くなっている場合は、受験希望者ご自身で、下記の連絡先へお問い合わせください。

【問合せ先】

鹿児島県立吹上高等技術専門校 訓練第二課 芹ヶ野 電話 099-296-2050

記事担当：与論町 総務企画課

なんで景観条例と景観計画が必要なの？

与論島の風景は、祖先が台風などの自然災害から家や田畑を守り、自然と共に共存してきた歴史遺産であると思います。

戦前は、農作業や住宅建設は地域の人たちが助け合いながら行ってきました。

よって、集落単位で調和が取れた島づくりが行われてきました。

しかし、戦後の高度経済成長や観光ブームの中、島の風景は一変し、建築物は鉄筋コンクリートの家が増え、農地整備が進み耕地面積が増えた一方、原生林の森は減ってしまいました。

私たちは、戦前に比べ急速な経済発展を遂げ豊かな生活を手に入れた反面、何か大切なものを失ってきたのかもしれない。

変わりゆく島の風景を少しでも良い状態で後世に残すために、全島民で目指すべき島の将来像を話し合い、共通の価値観として共有したいと思いませんか？

もし、このまま自由に建築物などを建て続けた場合、あなたが眺めの良い土地に家を建てた後、目の前の土地に高層の建物が建てば家からの景観は著しく阻害されることになります。

同じように景勝地に建つホテルや民宿の目の前に高層マンションやホテルが建った場合、オーシャンビューを謳った客室単価は下落し経営を圧迫するかもしれません。

ある一定のルール(高さ制限)を設けることによって、先に建てようが後で建てようが、あなたが建てようとする建築物の景観価値は担保されるのです。

このことにより、島全体の景観と魅力を守ることになり、持続可能な観光地として将来の子ども達に引き継いでいけるのではないのでしょうか。



景観条例が無くて、このままだったら？

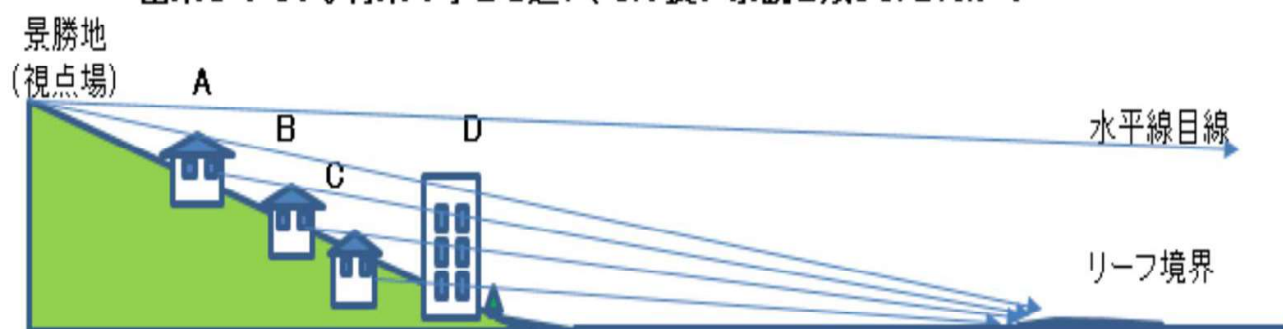
先に建てたもの勝ちです。絶景ポイントにより高く建てた人が得をします。

また、資金力のある人がより絶景を独占することが出来ます。

A、B、Cは其々の景観を阻害しないように配慮して家を建てたとします。

その後、Dが高層マンションを建設し、A、B、Cはマンションを毎日眺めて暮らすことになり、景観は著しく阻害され家の価値は下がります。

景観条例があったら、先に建てても後に建てても皆が恩恵を享受することが出来るのです。将来の子ども達に、より良い景観を残しませんか？



訪れる人が【思わず叫びたくなる】与論島の絶景を後世に残すために今できること



※ 現在、国立公園内だけは高さ13m、建ぺい率20%、境界から5mの制限があります。

※ 景観計画(案)の内容は、与論町ホームページや環境課で公開しております。

島民の皆様方からのご意見をお聞かせください。

お問合せ先: 与論町環境課 0997-97-4712

<https://www.yoron.jp>

E-mail: kankyou@yoron.jp

切り取り線

集落名: _____

氏名: _____

例: ① 高さ制限区域の境界線はどこですか？ ② 高さ7mは厳しいので9mにして欲しい。等